

2020年1月

お客様各位

栃木信用金庫

普通預金規定改定のお知らせ

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、2020年（令和2年）4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座に導入させていただくことといたしました。

これを受け、下記の通り手数料に係る条項を追加し、預金規定を改定させていただきます。

記

1. 改定する預金規定 普通預金規定

2. 追加する条項

(手数料の取扱いについて)

(1)未利用口座管理手数料

①令和2年4月1日以降に開設した預金口座は、当金庫が定める一定期間、決算利息以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。

②未利用口座となった場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

③この預金口座が未利用口座になった場合は、この預金口座から未利用口座管理手数料を払戻請求書等によらず引き落とします。

④前3号で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。

⑤この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当し、この口座を解約することができるものとします。

(2)この預金口座の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合、当該手数料はこの預金口座から払戻請求書等によらず引き落とします。

3. 改定日

2020年（令和2年）4月1日

詳しくは、お取引店までお問い合わせください。

以上